

## 第23期佐世保市農業委員会第12回総会議事録

1 開催日時 平成30年5月25日(金) 13時30分から17時00分

2 開催場所 佐世保市役所 中央保健福祉センター8階 講堂

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

9番 井手委員

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	菅 徳雄
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員(なし)

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	堤 正英
事務局係長	天羽 孝太郎
事務局係長	太田 慎也
事務局主査	博多屋 孝昭

事務局主査 小村 貴光

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

- 第113号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第114号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について
- 第115号議案 農地改良届について
- 第116号議案 非農地証明願について
- 第117号議案 非農地通知について
- 第118号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第119号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 第120号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について
- 第121号議案 農用地利用配分計画(案)について
- 第122号議案 佐世保市農業振興地域整備計画の事務取扱要領(案)について

- 報告1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
- 報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
- 報告3 農地転用許可不要案件の受理について
- 報告4 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
- 報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について
- 報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第12回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。梅雨時期が迫っていますが、大変お忙しい中に佐世保市農業委員会第12回総会にご出席いただきまして、感謝申し上げます。皆様におかれましては、これまで以上のご協力を賜りまして、業務を遂行していかねばならないと思っております。本日も、慎重な審議をよろしくお願いいたします。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は9番、井手委員から欠席の届出があつておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

副会長 はい、それでは、③議事録署名人の指名をいたします。7番川口勇二委員、8番小川徳衛委員、補充として10番辻茂樹委員をお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。

第113号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。第113号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。説明に入る前に、取下げのご報告です

3番中里地区の案件が、都市計画法の建築許可申請の受付が間に合わなかったため、転用許可申請を取り下げることになりました。なお、この案件につきましては、6月総会時に改めて審議していただくことになると思いますので、よろしくをお願いいたします。

1番宮地区、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、城間町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕地で面積は657㎡です。転用目的は、住宅用地。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造2階建、延床面積は147.60㎡。敷地面積の内訳としては、有効面積455.64㎡、法面部分162.46㎡、通路部分38.99㎡となっています。耕作者はなし、こちらは農振内白地で、市役所の宮支所より約280mの距離ですので第3種農地に該当します。

参考事項としまして、こちらは、宮中学校より北西に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容は、盛土、最高1.7m、最低0.8m。切土は、最高1.2m、最低0.8m。日照通風は、緩衝地の設置約5m、建物高を加減7.5m。排水計画は、雨水は水路放流、汚水は合併浄化槽から道路側溝、生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画図、建物平面図、建物立面図、融資証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定と記載しておりますが、こちらは農家住宅で都市計画法許可不要となります。訂正いたします。申し訳ありません。

2番三川内地区、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、新替町の1筆。地目は、登記田、現況休耕地で面積は1,041㎡です。転用目的は墓地。権利は、所有権移転寄付です。施設は、墓地98区画。耕作者はなし、こちらは農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。

参考事項としまして、こちらは、桑木場町東区公民館より東に約170mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は整地のみを行う。日照通風は、構造物の高さを加減約2.5m。雨水は水路放流、汚水は生じない。生活雑排水は道路側溝。一般事業計画書、土地利用計画平面図、法人登記簿、宗教法人規則、残高証明書添付。墓地埋葬法許可申請受付書添付。都市計画法関係は、許可不要です。

4番相浦、九十九地区、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、竹辺町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕、面積は218㎡です。転用目的は、自己用住宅建築で、権利は所有権

移転売買です。施設は、住宅1棟木造2階建、延床面積107.57㎡です。耕作者はなし、こちらは農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。

参考事項としまして、こちらは、竹辺町公民館より南東に約150mの位置にあります。被害防除計画書の内容としまして、造成計画は切土最高0.4m、土留め工事の実施、擁壁を設ける。日照通風は、建物高を加減8.5m。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図、融資証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は、連たん区域です。

5番相浦、九十九地区、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、竹辺町の2筆。地目は、登記田畑、現況休耕、面積は2筆合計220㎡です。転用目的は、自己用住宅建築で、権利は所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造2階建、延床面積113.44㎡です。耕作者はなし、こちらは農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。

参考事項としまして、こちらは、竹辺町公民館より南東に約150mの位置にあります。被害防除計画書の内容としまして、造成計画は、盛土最高0.3m、切土最高0.7m、土留め工事の実施、擁壁を設ける。日照通風は、建物高を加減8.5m。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図、融資証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、添付が済んでいます。都市計画法関係は、連たん区域です。

6番吉井地区、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、吉井町吉元の1筆。地目は、登記現況ともに畑で、面積は574㎡です。転用目的は農家住宅で、権利は所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟木造2階建、延床面積186㎡で、農作業スペースが110㎡確保されています。耕作者ありで、こちらは農振内白地、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。

参考事項としまして、こちらは、市営吉元住宅より北東に約90mの位置にあります。被害防除計画の内容としまして、造成計画は整地のみを行う。日照通風は、建物高を加減8.8m。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から地下浸透。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図、融資予定証明書写添付。佐世保農業振興地域整備計画の変更について写添付。都市計画法関係は、都市計画区域外です。

以上5件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、宮地区。

3 番 3番の阿波です。5月22日に坂口推進委員と譲渡人と現地調査に行きました。宮地区の神社の近くで、現地は保全管理中の農地です。周りは住宅になっておりまして、特に問題はないと見てまいりました。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 阿波委員が言われたとおり問題はありません。

議 長 次に、2番、三川内地区。

4 番 4番の長谷川です。5月23日に中里推進委員と申請者で現地を確認しました。現在既存の墓地があるのですが、そこはがけ崩れの危険性があり移転を計画したということです。周りへの影響はないと見てきましたので問題ありません。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

中里委員 長谷川委員が言われたとおり問題はありません。

議 長 次に、4番、5番、相浦、九十九地区

1 2 番 12番の富川です。先月の総会の折4月24日に現地を確認しましたが、申請書類の不備で取下になった案件です。再度、5月の22日に現地確認をしてみましたが、現在荒れ地の状況です。被害防除計画を守ってもらえれば何ら問題はないと見てきました。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 富川委員が言われたとおり問題はありません。

議 長 次に、6番、吉井地区

1 3 番 13番の水口です。5月23日に近藤推進委員と現地を確認してまいりました。申請地の周辺の農地も譲渡人の農地でありますので、特に問題はないと思ってみてきました。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 水口委員が言われたとおり問題はありません。

議 長 では、この案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

西尾委員 15番の西尾です。6番の案件ですが、参考事項の汚水処理は合併浄化槽から地下浸透となっておりますが、水路放流はできないのでしょうか。

事務局 はい、ただいま西尾委員からの質問ですが、施主の方もその件につきましては最後まで悩んでいたようですが、最終的には、施工業者と協議の結果浸透柵を設置すれば、地下浸透で問題ないとの結論のようです。

7 番 7番の川口です。地下浸透の際に隣接地の許可はいらぬのですか。

事務局 はい、事務局です。農地の転用許可申請上は、隣接の地権者の同意書の提出はいりません。ただし、同意の取得に対してはお願いをしていますので、その件については整っていると見えています。

議長 他に質問はありませんか。

委員 なし

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第113号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第114号議案佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第114号議案「佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について」、ご説明いたします。

1番江上地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の2筆のそれぞれ一部。地目は、台帳畑・原野、現況休耕・通路。面積は、2筆合計465㎡です。転用目的は、一般住宅用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田、畑となっていますが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、指方インターチェンジ付近に位置し、住宅建築のための農用地区域からの除外案件です。

2番宮地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、長畑町の1筆の一部。地目は、台帳畑、現況休耕。面積は60㎡。転用目的は、駐車場用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の樹園地ですが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、JR吉村トンネル付近に位置し、駐車場建設のための農用地区域からの除外案件です。

3番早岐地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、崎岡町の1筆の一部。地目は、台帳田、現況荒地。面積は831㎡です。転用目的は、事業所用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田ですが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、新早岐瀬大橋付近に位置し、事業所建設のための農用地区域からの除外案件です。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、江上地区。

2番 2番の川上です。5月22日に北村委員と現地を確認してきました。周辺に影響はないものと見てきました。問題はないと思います。

議長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 川上委員が言われたとおり問題はありません。

議 長 次に、2番、宮地区。

3 番 3番の阿波です。5月22日に坂口委員と申請者と現地を確認してきました。駐車場ということでして、周辺に影響はないものと見てきました。問題はないと思います。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 阿波委員が言われたとおり問題はありません。

5 番 それでは、3番は早岐地区ですので、私が報告いたします。5月18日に久野委員と事務局の2名と現地を確認してまいりました。申請地は早岐地区の河川工事の代替地となっており、そこに工場を移転したいとのことでした。周辺への問題もないと見てきました。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 八並委員が申し上げたとおり、問題ないと思います。

議 長 では、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第114号議案の審議結果を農業委員会の意見として、農畜産課に回答いたします。次に、第115号議案 農地改良届について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。第115号議案 農地改良届について事務局より説明をお願いします。  
1番早岐地区、届出人は記載のとおりです。土地の所在は、陣の内町の1筆。地目は登記況ともに田。農地面積は851㎡で、施工面積も同一の851㎡です。農地改良を必要とする理由は、長年、基盤が安定していないことに起因する干ばつ被害などがあったため、水田としての機能を有していくための耕地改良を行い、永続的に利用するためです。参考事項としまして、こちらは陣の内ポンプ所より西に約50mの位置にあります。作付計画は水稲。作付予定日は平成31年5月31日で、工事期間は平成30年5月28日から平成31年5月30日を予定してあります。施工業者は記載のとおりで、土の採取場所は佐世保市内。土の種類や地山土砂、現地の土。埋立

ての高さは、最高2m、最低1mです。盛土面積は851㎡で土の量は1,70㎡です。記載のとおり  
の書面が添付されており、こちらは農振内白地です。

5 番 それでは、この案件は早岐地区ですので、私が報告いたします。5月23日に久野委員と現地  
を確認してまいりました。申請地は長年、基盤が安定していないということと、干ばつ被害などの  
影響があったが、水田として永続したいとのことで、届出をしています。また、田んぼを道路並み  
に嵩上げして農地への侵入を容易にするという目的もあるようです。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 ただいま、八並委員が申しあげたとおり、問題ないと思います。

議 長 では、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第115号議案の農地改良届を受理することといたします。  
次に、第116号議案非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第116号議案非農地証明願について、ご説明いたします。

1 番早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は早苗町、地目は登記田、現  
況宅地、面積51㎡、願出の理由、平成16年3月12日付、転用目的駐車場及び倉庫  
で農地法第5条届出受理済。現在も駐車場及び倉庫敷地として利用している。参考事項  
としまして、こちらは国道35号線早苗町交差点より市道早岐広田町線沿いに約500m  
の位置にあります。市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

2 番早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は早苗町、地目は登記田、現  
況道路、面積17㎡、願出の理由、昭和59年3月17日付、転用目的道路で農地法第  
5条届出受理済。現在も道路として利用している。参考事項としまして、こちらは国道  
35号線早苗町交差点より市道早岐広田町線沿いに約500mの位置にあります。市街化  
区域で事由の②-3-3に該当します。

3 番相浦・九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は竹辺町、地目は登  
記畑、現況道路、面積153㎡、願出の理由、耕作用進入路として平成30年4月10  
日付、農地法施行規則第29条第1項第1号に基づく報告書提出後、平成30年5月1  
4日に工事を完了し、利用している。参考事項としまして、こちらはあたご荘前バス停  
より南に約250mの位置にあります。農振内白地で事由の②-3-1に該当します。



以上3件です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

5 番 それでは、1番、2番の早岐地区については、私から調査結果の報告いたします。5月23日に久野推進委員と願出人の立会いの下に確認してきました。1番も2番も相当昔から駐車場と倉庫などに利用していますので、今更致し方ないかと思ひ見てきました。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 ただいま、八並委員が申しあげたとおり、問題ないと思います。

議 長 それでは、次に3番、相浦、九十九地区。

1 2 番 はい、12番の富川です。4月11日に調査をしてまいりました。別に問題ないと思います。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 推進委員の伊賀崎です。私も、問題ないと思います。

議 長 では、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第116号議案の3件について、非農地証明書を交付することといたします。

次に、第117号議案非農地通知について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第117号議案非農地通知について説明いたします。  
今回の非農地通知案件は、142筆です。面積は78,790.52㎡となっています。利用状況調査結果については、山林または原野となっていたものです。ご承認いただけましたら総会終了後、所有者83名に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に対しまして非農地リストを提出する予定です。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 では、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

1 番 1番の有馬です。針尾地区の案件で、1番、14番、15番は現在ミカン等の木を植えつけされ

ている状態で、非農地としては相応しくないとしますので報告いたします。

議 長 他にありませんか。それでは、1番、14番、15番を除いた他の案件につきましては非農地通知を発出することといたします。次に、118号議案 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第118号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
1番大野地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地松原町8筆、登記地目は畑現況は畑及び休耕地。面積は合計1,567㎡、農用地区域、農振内白地、農振外、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。  
2番鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地鹿町町鹿町6筆、登記地目は畑、現況、畑。面積は合計2,789㎡、農用地区域、農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。  
以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、大野地区ですが、9番井手委員が欠席のため、推進委員の牟田委員より報告をお願いします。

牟田委員 推進委員の牟田です。5月21日に井手委員と現地調査に行きました。現地は一部休耕地となっておりましたが、譲受人が耕作をされているので、問題ないと見てきました。以上です。

議 長 次に、2番、鹿町地区。

1 8 番 18番の内野です。5月20日推進委員の山口委員と譲受人で現地を見てまいりました。少し荒れているところはありましたが、譲受人が重機などで整地し耕作できるようにしていました。何ら問題はないと思います。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口英委員 推進委員の山口です。内野委員が言われたとおり何ら問題ないと思います。

議 長 では、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

6 番 6番の浦です。2件とも権利の種類で贈与となっておりますが、譲渡人と譲受人の関係が分かりますか。

事 務 局 はい、事務局です。まず、1番の大野地区の案件は譲渡人の現住所が遠方であるため耕作者を大野地区で探していた結果、記載の譲受人にお渡しすることになったということです。2番の鹿

町地区については、遠い親戚だと聞いております。以上です。

議 長 では、他に質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。この案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第118号議案を全件許可といたします。  
次に、第119号議案 農地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第119号議案農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。  
利用権の設定は、宮地区2件、三川内地区6件、早岐地区2件、佐世保地区1件、柚木地区1件、  
吉井地区2件、小佐々地区1件、江迎地区5件、鹿町地区1件の計21件の集積です。  
氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。  
なお、利用権設定の12番は、日宇地区の磯本推進委員が関係される案件になりますので、こ  
の案件を先行してご審議いただけたらと考えています。よろしく願いいたします。

議 長 はい、利用権設定案件の12番が磯本推進委員が関係される案件になりますので、先に審議  
します。磯本推進委員は一時退席願います。

～磯本推進委員退席～

議 長 12番の案件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、12番について承認いたします。磯本推進委員は入室し、着  
席してください。

～磯本推進委員着席～

議 長 はい、それでは12番を除くほかの案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいます

か。

委員 なし

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第119号議案の利用権はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第120号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第120号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。  
農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、針尾地区2件、三川内地区1件、早岐地区1件、柚木地区1件、大野地区1件の計6件申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 はい、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第120号議案の利用権はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第121号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第121号議案農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。  
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、針尾地区1件、宮地区1件、三川内地区1件、早岐地区1件、柚木地区1件、大野地区1件、世知原地区1件の計7件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第120号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

なお、7番は世知原地区の田中委員の案件となりますので、この案件を先行してご審議いただ

けたらと考えています。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、配分計画案件の7番は田中委員が関係される案件になりますので、先に審議いたします。田中委員は一時退席願ひます。

～田中委員退席～

議 長 7番の案件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、7番について承認いたします。田中委員は入室し、着席してください。

～田中委員着席～

議 長 はい、それでは、7番を除くほかの案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第121号議案については承認されましたので、(案)を削除願ひます。

次に、第122号議案 佐世保市農業振興地域整備計画の事務取扱要領(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第122号議案佐世保市農業振興地域整備計画の事務取扱要領(案)について、説明いたします。まず、事務取扱要領につきましては、3月27日の第10回農業委員会総会時に、農業畜産課の方から示されたものです。それから、市長部局に対して、農政対策委員会などを経て委員の皆様からの様々な意見をもとに、5月11日に農業委員会の意見としてお伝えしたところ、5月14日付で農業畜産課から書面のとおりの提案がっており、最終的な農業委員会の意見として回答

をお願いされましたので、議案上程させていただいております。早速ですが、3ページをお開きください。佐世保市農業振興地域整備計画の事務取扱要領(10案)となっております。10案となっておりますが、案として作成したのが10回目という意味です。3月27日の第10回農業委員会総会時に皆さんにお渡しした要領からこれまでの意見を集約し、変更した個所を赤で色付けした内容となっております。それをまとめ意見回答としたものが2ページ目で、これを農業畜産課に提出いたします。そのページを読み上げますので、意見をいただければと思っております。

佐世保市農業振興地域整備計画の事務取扱要領(案)に関する意見回答。

1. 基盤整備地の取り扱いについて(事務取扱要領(案)第3条関係)

農用地区域はゾーニングで設定されたものであり、特に基盤整備地においては、農業経営を目的とした事業投資を行っている経緯等を鑑みると、守るべき農地として最も優先されなければならないと考える。

また、耕作者等が受ける利益も一般の農地より高いこと、その基盤整備事業の主旨においては、長期に亘り農地として利用する前提で資本投下されていることから、将来において農地以外としての利用が想定されていないことが容易に想像できる。当該農地所有者においても、基盤整備事業の意義を十分に理解した上で、事業受益者として参画していることが容易に推測できるため、財産権に過度な制限を加えるものとも考えにくい。

これらのことより、一定年数が経過した後であっても、基盤整備地においては、原則として、農用地区域からの除外は行われるべきではないと考える。

2. 非自己用住宅の取り扱いについて(事務取扱要領(案)第5条関係)

農振法は、農業上の土地利用について規定する法令であるものの、所有者にとっては財産権に関わる重要な要素があり、過度な規制は財産権の侵害につながる懸念がある。

食料生産の基礎である農地を守ることが大変重要であることは理解しているが、周辺の市街化等の状況を勘案せずにゾーニングだけで規制していることや土地の活用形態は同様であるにも関わらず、自己用、非自己用の別によって取り扱いに変化を持たせることは、一般的に理解しがたい。

農地所有者、耕作者と当該共同住宅等に居住することになる者の立場を踏まえ、一定の確認を含めた手続きを要件とする農用地区域からの除外については、やむを得ないと考える。

以上のように回答したいと思います。審議をお願いします。

議 長 今説明がありましたように、2ページに記載されているのが農政対策委員会で決定したことでありますが、これをもって農業委員会の意見回答として提出したいと考えているようです。

この案件について、何かご質問などありませんか。

1 5 番 15番の西尾です。1番の後に、農地法を遵守しなければならない自治体においても事前に協議をした上で、慎重に行うべきであると付け加えたらどうでしょうか。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、西尾委員が申された意見を吟味した上で付け加えるということで如何でしょうか。

委員 はい。

議長 他にありませんか。

6番 6番の浦です。1番の基盤整備地として、農用地区域からの除外について分かりやすい資料がありませんか。

事務局 はい、次回の総会の時に資料をお渡しいたします。

議長 他にありませんか。

委員 なし

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、審議結果を踏まえて追記し、農業畜産課の方へ回答いたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告1農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年4月24日付局長専決事項として日宇地区1件、佐世保地区1件の計2件を受理しております。以上、報告いたします。

議長 報告2農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告2農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年5月1日付局長専決事項として相浦・九十九地区2件を受理しております。以上、報告いたします。

議長 報告3農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告3農地転用許可不要案件の受理について、説明いたします。農業用倉庫等の農地転用許可不要案件を三川内地区、相浦、九十九地区それぞれ1件の計2件受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告4農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告4農地法第3条の3の規定による届出の報告について、ご説明します。三川内地区1件、大野地区1件、相浦・九十九地区1件の計3件について、相続による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。以上、報告いたします。

議 長 報告5農用地利用集積・配分計画解約通知について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告5農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。農用地利用集積・配分計画について、宮地区1件、世知原地区1件の計2件の解約通知を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告6農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告6農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、早岐地区1件、受理しております。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件も終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 **【農業委員会の概要について】**

事 務 局 **【平成30年度「ながさき農業委員会1・1・1運動」における「各対策班」及び「各小委員会」について】**

事 務 局 **【6月のブロック会議について】**

議 長 ありがとうございました。本日の総会を終了したいと思いますので、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第12回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。